

令和5年第2回北竜町議会臨時会

令和5年 3月31日（金曜日）

○議事日程

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 選挙第1号 議長の選挙について
- 第 4 会期の決定について
- 第 5 選挙第2号 副議長の選挙について
- 第 6 議席の指定について
- 第 7 選任第1号 常任委員の選任について
- 第 8 選任第2号 議会運営委員の選任について
- 第 9 選挙第3号 北空知圏学校給食組合議会議員の選挙について
- 第10 選挙第4号 北空知衛生施設組合議会議員の選挙について
- 第11 選挙第5号 北空知衛生センター組合議会議員の選挙について
- 第12 選挙第6号 北空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 第13 選挙第7号 深川地区消防組合議会議員の選挙について
- 第14 選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 第15 同意第6号 監査委員の選任について

○追加日程

- 第 1 議長の常任委員の辞任について
- 第 2 発議第1号 広報特別委員会の設置について
- 第 3 閉会中の所管事務調査について

○出席議員（7名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 寺 垣 信 晃 君 | 2番 佐 藤 稔 君 |
| 3番 木 村 和 雄 君 | 4番 尾 崎 圭 子 君 |
| 5番 松 永 毅 君 | 6番 欠 番 |
| 7番 中 村 尚 一 君 | 8番 佐々木 康 宏 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 佐 野 豊 君 |
| 副 町 長 | 高 橋 利 昌 君 |
| 教 育 長 | 有 馬 一 志 君 |
| 総 務 課 長 | 南 波 肇 君 |
| 住 民 課 長 | 細 川 直 洋 君 |

建設課長	奥田正章	君
産業課長	続木敬子	君
兼ひまわりプロジェクト推進室長		
農業委員会 事務局 局長	川本弥生	君
教育課長	井口純一	君
会計管理者	北清広恵	君
永楽園長	東海林孝行	君
地域包括支援 センター長	神薺早智	君
総務課 参事	高橋克嘉	君

○出席事務局職員

事務局 局長	高橋 淳	君
書 記	田畑 晶子	君

◎開会の宣告

○局長（高橋淳君）

議会事務局長の高橋淳です。本臨時会は一般選挙後初めての議会です。臨時議長が就任するまでの間、暫時進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に佐野町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長（佐野豊君）

臨時議会に先立ちまして行政を代表して一言、皆様にお祝いとお願いを申し上げます。議会議員の皆様には、2月28日に執行されました町議会議員選挙におかれまして、見事に当選されましたことを心からお慶びとお祝いを申し上げます。立候補されました皆様の勇気、決断そして町を思う心、その思いが多くの町民の皆さんに評価されて当選の栄に浴されたものと思っております。さて今、我が町は人口減少、少子高齢化の進展、農業担い手対策など多くの課題を抱えているところであります。そうした中、行政はもとより議会議員の皆様への町民の期待は大きなものがあると思っております。議会も行政も一体となってよりよい町づくりに切磋琢磨し、頑張っていくことが大切なことだと思っております。どうか、議員の皆様、町民の付託に応えるべく存分に力を発揮してくださることを願っております。議員の皆さんのご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げ、合わせて町行政に対してのご指導、ご協力をお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。おめでとうございます。

○局長（高橋淳君）

次に本臨時会に出席している説明員を紹介いたします。

佐野町長、高橋利昌副町長、有馬教育長、井上代表監査委員、水谷農業委員会会長、南波総務課長兼企画振興課長、細川住民課長、奥田建設課長、高橋克嘉総務課参事、続木産業課長、川本農業委員会事務局長、井口教育課長、北清会計管理者兼出納室長、東海林永楽園園長、神薮地域包括支援センター長が出席しております。

本臨時会の書記として、高橋淳局長、田畑書記を配しております。

次に、臨時議長を紹介いたします。本臨時会は一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時の議長の職務を行うこととなっています。出席議員の中で、年長は木村和雄議員でありますので、ご紹介申し上げます。

木村和雄議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（木村和雄君）

ただいま紹介されました木村です。

地方自治法第107条の規定により議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（木村和雄君）

ただいま出席している議員は、7名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第2回北竜町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（木村和雄君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今着席している議席を指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（木村和雄君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により臨時議長において中村尚一議員及び尾崎圭子議員を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長（木村和雄君）

日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○7番（松永毅君）

選挙方法は2通りあるので、照会してもらいたい。

○臨時議長（木村和雄君）

ただいま、指名推選に異議がありました。

地方自治法第118条第3項の規定より、「指名推選を用いる場合においては、被氏名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員全員の同意があった者を以て当選人とする。」ことから、選挙をおこないます。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（木村和雄君）

ただいまの出席議員は7名です。

次に立会人の指名をします。

会議規則第31条の規定により、立会人に中村議員及び尾崎議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（事務局より投票用紙の配布）

○臨時議長（木村和雄君）

投票用紙の配布のもれはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（木村和雄君）

投票もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○臨時議長（木村和雄）

異常なしと認めます。

それでは投票を行います。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、事務局点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○局長（高橋淳）

それでは、ただいまより点呼を申し上げます。

(局長氏名点呼・投票)

○臨時議長（木村和雄君）

投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（木村和雄君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。尾崎議員、中村議員、開票の立会人をお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長（木村和雄君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 7 票。これは、出席議員数に符号しております。

そのうち有効投票 6 票

無効投票 1 票です。

有効投票のうち

佐々木康宏議員 6 票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、佐々木康宏議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（木村和雄君）

7 番、松永議員。

○7 番（松永毅君）

新任議員の手元に議員必携がない理由を教えてください。

また、新任議員全員で決めるのが一般的ではないだろうか。

○臨時議長（木村和雄君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 2 1 分

再開 午後 3 時 2 1 分

○臨時議長（木村和雄君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの回答については、議長選挙の告知においてすでに決まったことに従ってまいりましたので、すでに決定しています。

○7 番（松永毅君）

議員必携は議会のすべてが記載されているため 3 月中に全員が持っているべきだと思います。

○臨時議長（木村和雄君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 2 3 分

再開 午後 3 時 2 5 分

○臨時議長（木村和雄君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

さきの選挙にて議長に当選されました佐々木康宏議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました佐々木康宏議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長（佐々木康宏君）

ただいま投票による議長選考をいただきました。地方自治法第 118 条第 2 項、第 3 項の併用による、第 3 項が優先されるということで、松永議員のおっしゃるとおりだと思います。全員の同意をもって、選ぶということとなりました。引き続きの議長でありますから、また改めて皆さんのご協力、ご指導をお願いしたいと思います。佐野町長、高橋副町長、有馬教育長、井上代表監査委員、水谷農業委員会会長、そして役場のそれぞれの職員の皆さん、また改めてよろしくお願いをいたします。色々な課題があります。課題が多いほど、取り組む熱意は増していくものと思っています。そして今回 7 名、1 名欠員であります。色々な批判というものもあるのかなと感じております。批判が多いほどどんどん謙虚になって、我々は 7 名で 8 名分の議員活動をしていかないといけません。重ねて、改めてのお願いを申し上げて私からの議長就任ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○臨時議長（木村和雄君）

これで臨時議長の職務はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 2 7 分

再開 午後 3 時 2 8 分

◎日程第4 会期の決定

○議長（佐々木康宏君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定いたしました。

◎日程第5 選挙第2号

○議長（佐々木康宏君）

日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に中村尚一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました中村尚一議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中村尚一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中村尚一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました中村尚一議員から発言を求められておりますので、これを許します。

中村尚一議員。

○3番（中村尚一君）

今回の北竜町議会議員選挙改選にあたりまして、議員の皆様方のご推挙をいただき、不肖私が副議長の大役を仰せつかることとなりました。北竜町においては課題が山積しております。課題をひとつひとつ解決するために努力をしてみたいと思います。また、経験が不足の面もありますので。偉大なる佐々木議長を補佐する立場でもありますが、非常に力不足ではありますのでご迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、皆様方のご支援、ご指導を賜りながら頑張ってみてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。簡単ですが、一言ご挨拶とさせていただきます。

◎日程第6 議席の指定

○議長（佐々木康宏君）

日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を局長に朗読させます。

高橋局長。

○局長（高橋淳君）

1番寺垣信晃議員、2番佐藤稔議員、3番木村和雄議員、4番尾崎圭子議員、5番松永毅議員、7番中村尚一議員、8番佐々木康宏議員、6番は欠番といたします。

○議長（佐々木康宏君）

ただいま朗読したとおり、議席を指定します。

議席が決まりましたので、休憩中にそれぞれの指定の議席に移動願います。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後3時32分

再開 午後3時34分

◎日程第7 選任第1号

○議長（佐々木康宏君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第7、選任第1号 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において全議員を総務産業常任委員に指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり全議員を総務産業常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3 時 3 6 分

再開 午後 3 時 3 7 分

◎日程の追加について

○副議長（中村尚一君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

暫時、議長の職を努めさせていただきます。

ただいま、総務産業常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞退したい旨の申し出がありました。

この際、議長の常任委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村尚一君）

異議なしと認めます。

議長の常任委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第 1 議長の常任委員の辞任について

○副議長（中村尚一君）

議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

議長は、地方自治法第 1 1 7 条の規定により除斥の対象となりますので、退席をお願いします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3 時 3 7 分

再開 午後 3 時 3 7 分

○副議長（中村尚一君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、行政実例でも議長については辞任を認めており、常任委員を辞退したいとするものです。

本件は申し出のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村尚一君）

異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任については申し出のとおり許可することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3 時 3 8 分

再開 午後 3 時 3 9 分

○議長（佐々木康宏君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

このあと、休憩中に総務産業常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3 時 3 9 分

再開 午後 3 時 3 9 分

○議長（佐々木康宏君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に総務産業常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に尾崎圭子議員、副委員長に松永毅議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

尾崎圭子総務産業常任委員会委員長より、発言を求められておりますのでこれを許します。

4 番、尾崎圭子総務産業常任委員長。

○4 番（尾崎圭子君）

4 年が経過しまして、力不足と言いますか、勉強ばかりしなきゃいけないなという 4 年間でした。今 2 期目に入りましたけれども、議員定数 8 名から経験を重ねた 4 名の方が勇退されたので、今欠員 1 名の中で非常に大変な 4 年間になるのかなと。来年に補欠選挙がありますので、その時に補充されて 8 名になっていくと思いますが、欠員 1 名という中での役割を担うわけがありますので、負担は少なくないと思われま。よりよいまちづくり、この北竜町に住む町民を最優先に考える議会として、色々あるでしょうけどもまずはチームワークを整えて議会活動をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎日程第 8 選任第 2 号

○議長（佐々木康宏君）

日程第 8、選任第 2 号 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 5 条の規定により、議長において寺垣信晃議員、木村和雄議員、中村尚一議員、尾崎圭子議員を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。
このあと、休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3 時 4 1 分

再開 午後 3 時 4 1 分

○議長（佐々木康宏君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に寺垣信晃議員、副委員長に木村和雄議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

寺垣信晃議会運営委員会委員長より、発言を求められておりますのでこれを許します。

1 番、寺垣信晃議会運営委員会委員長。

○1 番（寺垣信晃君）

ただいま選任をいただきました、寺垣でございます。初当選ということで、この度の臨時議会に出席をさせていただきました。右も左もわからないまま議会運営委員という大きな役職、しかも委員長ということで、この北竜町の運営に責任のある立場となったところでございます。大変肩の荷が重いことでございますけれども、4名の委員の方々、そして議員の方々とともに議会に臨んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎日程第9 選挙第3号ないし日程第14 選挙第8号

○議長（佐々木康宏君）

日程についてお諮りいたします。

日程第9、選挙第3号から日程第14、選挙第8号までの6件は、一部事務組合議会議員の選挙案件でありますので、一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第9、選挙第3号から日程第14、選挙第8号までの6件は、一括議題とすることに決定しました。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法については議長において指名することに決定いたしました。

順次指名いたします。

選挙第3号 北空知圏学校給食組合議会議員に寺垣信晃議員を指名いたします。

選挙第4号 北空知衛生施設組合議会議員に中村尚一議員を指名いたします。

選挙第5号 北空知衛生センター組合議会議員に尾崎圭子議員を指名いたします。

選挙第6号 北空知広域水道企業団議会議員に松永毅議員を指名いたします。

選挙第7号 深川地区消防組合議会議員に木村和雄議員を指名いたします。

選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に佐々木康宏議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名したとおり組合議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

したがって、

選挙第3号 北空知圏学校給食組合議会議員に寺垣信晃議員が当選されました。

寺垣信晃議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

選挙第4号 北空知衛生施設組合議会議員に中村尚一議員が当選されました。

中村尚一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

選挙第5号 北空知衛生センター組合議会議員に尾崎圭子議員が当選されました。

尾崎圭子議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

選挙第6号 北空知広域水道企業団議会議員に松永毅議員が当選されました。

松永毅議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

選挙第7号 深川地区消防組合議会議員に木村和雄議員が当選されました。

木村和雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に佐々木康宏議員が当選されました。

佐々木康宏議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎日程第15 同意第6号

○議長（佐々木康宏君）

日程第15、同意第6号 監査委員の選任についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

○副町長（高橋利昌君）

（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君）

提案理由の説明が終わりました。

佐藤稔議員は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後3時49分

再開 午後3時49分

○議長（佐々木康宏君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

同意第6号について質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

同意第6号原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

よって、同意第6号 監査委員の選任については原案どおり同意されました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後3時50分

○議長（佐々木康宏君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、監査委員に選任されました佐藤稔議員から発言を求められておりますのでこれを許可します。

2番、佐藤監査委員。

○2番（佐藤稔君）

初めて議会議員になりまして、監査委員という重要な職務を与えられたことに、緊張をもって仕事をしていきたい、そのように考えておりますので今後ともどうぞよろしく願いいたし

ます。

○議長（佐々木康宏君）

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 5 1 分

再開 午後 3 時 5 1 分

◎日程の追加について

○議長（佐々木康宏君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加についてお諮りいたします。議員より発議 1 件、各委員会より閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

この際、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第 2 発議第 2 号

○議長（佐々木康宏君）

追加日程第 2、発議第 2 号 広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件については提出者からの趣旨説明を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 5 2 分

再開 午後 3 時 5 2 分

○議長（佐々木康宏君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本件については提出者からの趣旨説明を願います。

1 番、寺垣議員。

○1 番（寺垣信晃君）

発議第 2 号 広報特別委員会の設置について、上記の議案を会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。令和 5 年 3 月 31 日提出。北竜町議会議長佐々木康宏様。提出者、北竜町議会議員寺垣信晃、賛成者、北竜町議会議員木村和雄。

広報特別委員会について、次のとおり広報特別委員会を設置するものとする。記。

1. 名称 広報特別委員会、2. 設置の根拠 地方自治法第 109 条及び委員会条例第 4 条、
3. 目的 議会広報に関する事務及び調査、4. 委員の定数については 4 名。

以上です。

○議長（佐々木康宏君）

提出者からの趣旨説明が終わりました。

発議第2号について質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

討論を終わります。採決をいたします。

発議第2号原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

よって発議第2号 広報特別委員会の設置については原案どおり可決されました。

ただいま設置されました広報特別委員会の委員については委員会条例第5条の規定により、議長において寺垣信晃議員、木村和雄議員、中村尚一議員、尾崎圭子議員を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり広報特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩中に広報特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後3時55分

再開 午後3時55分

○議長（佐々木康宏君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。休憩中に広報特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に寺垣信晃議員、副委員長に木村和雄議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

寺垣信晃広報特別委員会委員長より、発言を求められておりますのでこれを許します。

寺垣広報特別委員会委員長。

○1番（寺垣信晃君）

ただいま広報特別委員会設置についてということで、議会運営委員会に続きまして、兼任という中で委員長という大役を仰せつかりました。また皆様方のご協力とご理解をいただきなが

らこの責務を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

◎追加日程第3 閉会中の所管事務調査について

○議長（佐々木康宏君）

追加日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

局長朗読、高橋局長。

○局長（高橋淳君）

（朗読、記載省略）

○議長（佐々木康宏君）

本件について申し出のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）

異議なしと認めます。

閉会中の所管事務調査については、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎質疑

○議長（佐々木康宏君）

5番、松永議員。

○5番（松永毅君）

先ほど異議を出したのは、今回の日程第3、第5の議長、副議長の選挙については、普通の選挙でやるのが私は正しいかと思っております。6対1ですから、私の意見は通らないでしょう。もう一つ、議員必携の年度は2月、あるいは4月、8月、これは全国の議会から申し込みのある書類なので、発送が遅い、到着が遅いというのはなりえない。もし間違っているのなら間違っているという答弁をすべきだと思います。1番後ろにいつ発行したか、私が持っているのは第11次改訂新版となっている、変更があれば新しいのが入ってくる以上、議会に間に合わないということにはならない。そこらへんのことをはっきりと教えてください。

以上です。

○議長（佐々木康宏君）

議長の選挙からはじまったわけですが、日程番号、議件、単独の事項であります。松永議員は日程第3、選挙第1号については、選挙をすべしという意見でした。それに従って行われました。日程第5、選挙第2号、副議長の選挙についての時に更にそう申し上げていけば、選挙になりました、ということです。

議員必携というのは、地方統一選挙が4月23日に全国で終わるのですけれども、その後に発行されるのが通常です。北竜町の選挙というのは特例の特例でありますから、その時期に議員必携を間に合わせて発行せよとはなりません。そして、今日から新しい任期が始まるわけありますから、正式なことを言えば、議員必携が出来ていたとしても、今日から議員必携を渡すということが正式なことであります。事前ということにはなりません。それは、そうかご理解を願いたいと思っております。

○5番（松永毅君）

理解しがたい。77ページに初議会の打ち合わせについて資料が全部載っているのだからそ

こらへんきちっと詮索してやってほしい。今言われたこの本の発行は選挙のある時しか発行していない、そんなことにはならない。なんで議員必携の1番後ろの説明欄に2月、4月、6月となんで出ているの。そこらへんで改訂版でそういうところで配布したところに後で資料を送ってくれるはずなの。だからそこらへんはなにかの原因で発注しなかったのか、そこらへんが聞きたいというか、これからきちっとしてほしいと思います。

○議長（佐々木康宏君）

参考意見としてどこかで発言したいと思います。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木康宏君）

以上をもちまして、本臨時会の会議に付された案件はすべて終了いたしました。

これで令和5年第2回北竜町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午後4時03分

この会議録の次第は、書記田畑晶子が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明する。地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

臨 時 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員